

八王子市中心市街地空き店舗改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地の空き店舗を活用して営業する者に対して、空き店舗の改修にかかる費用の一部を市が毎年度の予算の範囲内において補助することにより、中心市街地の活性化を促進し、にぎわいを創出することを目的とする。

2 本補助金の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地

八王子市中心市街地活性化基本計画において中心市街地と定めた範囲で、別図に定める区域をいう。

(2) 店舗併用住宅等

店舗と住宅の機能を併せ持つ建物

(3) 空き店舗

店舗として活用できる中心市街地にある建物で、1か月以上利用されていないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア ショッピングセンター、大型商業施設内のテナント型のもの

イ 店舗面積が500平方メートルを超えるもの

ウ 店舗併用住宅等で、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの(店舗営業を開始するまでに工事により店舗部分と住宅部分を分離することができるものを除く。)

(4) 商店街組織

市内に存する次に掲げる組織をいう。

ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に定める商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に定める商店街の事業協同組合

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に定める一般社団法人に該当する商店街組織

エ 商店街を形成する法人化されていない任意の組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の規定に基づく中小企業者(ただし、風俗営業等の

規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる営業を行う者を除く。）若しくは各種団体（政治活動及び宗教活動を行う団体は除く。）又は商店街組織であり、かつ別表 1、2 に定める要件を全て満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

（ 1 ）市税を滞納している者

（ 2 ）代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（ 3 ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者

（ 4 ）その他市長が不適切と認める者

（補助事業）

第 4 条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中心市街地の空き店舗を活用して新たに出店する者が、別表 1 のいずれにも該当する業務を行うために実施する改修工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

（ 1 ）公序良俗に反するもの

（ 2 ）政治活動、宗教活動にかかわるもの

（ 3 ）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令及び八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱に適合しないもの

（補助対象経費等）

第 5 条 本補助金において交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び交付額は別表 3 のとおりとする。（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

（改修施工者等）

第 6 条 補助対象経費にかかる工事は、市内に住所又は事務所を有する者が施工するものとする。ただし、補助対象者が本市に住民登録している場合は、この限りでない（法人にあっては、市内に事務所若しくは事業所を有している場合は、この限りではない。）。

（交付申請）

第 7 条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、八王子市空き店舗改修費補助金交付申請書（第 1 号様式）に別表 4 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請者は、同時に複数店舗の申請を行うことはできない。

3 当該年度に本補助金の交付を受けた者は、当該年度に限り本補助金の申請を再度行うことはできない。

（交付申請取下げ）

第 8 条 交付申請者は、本補助金の交付の可否の決定以前に交付申請を取り下げるときは、

八王子市空き店舗改修費補助金交付申請取下げ届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、第7条第1項の交付申請書の提出があったときは、審査基準によりその内容を審査した上で交付の可否を決定し、交付を決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては八王子市空き店舗改修費補助金交付決定通知書（第6号様式）を、不交付を決定した者に対しては、八王子市空き店舗改修費補助金不交付決定通知書（第7号様式）を交付する。

2 補助事業者は、前項の交付決定通知書を受領するまでは、補助事業のうち補助対象経費にかかる工事を開始してはならない。

（中間確認）

第10条 市長は、補助事業の予定工期のうち、おおむね半分の期間が経過した時点で、その進捗状況について確認を行うことができる。

（補助事業の内容変更等）

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更又は中止若しくは廃止するときは、その内容についてあらかじめ市長に報告し、八王子市空き店舗改修費補助金補助事業変更等承認申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、別表5に掲げる内容による変更については、報告のみで足りるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは、八王子市空き店舗改修費補助金補助事業変更等承認書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更等を承認する場合は、当初の交付決定内容及びこれに付した条件を変更することができる。

（営業内容の変更等）

第12条 補助事業者は、交付決定日から起算して3年が経過する日の属する会計年度の末日までに、営業内容の変更又は営業の中止若しくは廃止をするときは、あらかじめ市長に報告し、八王子市空き店舗改修費補助金営業内容等変更届出書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、1か月以内又は3月31日のいずれか早い期日までに、八王子市空き店舗改修費補助金補助事業実績報告書（第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）補助事業収支等報告書（第12号様式）

（2）補助対象経費の領収書又は支払いを証明する書類

（3）補助対象経費の内訳及び工事内容が確認できるもの

（4）補助事業完了後の店舗内及び外観の写真

(5) 許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し(開業に必要な場合に限る。)

(6) その他市長が指定する書類

2 補助事業者は、第 11 条第 2 項により、補助事業廃止の承認通知を受領したときは、1 か月以内又は 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、八王子市空き店舗改修費補助金補助事業(廃止) 実績報告書(13 号様式) を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の補助事業実績報告書又は前条第 2 項の補助事業(廃止) 実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、八王子市空き店舗改修費補助金交付額確定通知書(第 14 号様式) により、補助事業者へ通知するものとする。

(交付請求)

第 15 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、八王子市空き店舗改修費補助金交付請求書(第 15 号様式) により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助事業者が規則第 15 条に規定する事由のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第 11 条第 1 項の補助事業変更等承認申請又は第 12 条の営業内容等変更届出を行った場合で、市長が必要と認めるとき。

(2) 前号のほか、本要綱に違反したとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、八王子市空き店舗改修費補助金交付決定取消通知書(第 16 号様式) により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、補助事業者へ期限を定めて八王子市空き店舗改修費補助金返還命令書(第 17 号様式) により、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 交付決定の一部を取り消した場合は、別表 6 の計算式により返還額を決定する。

3 補助事業者は、第 1 項の返還命令を受けたときは、当該命令額を期限までに納付しなければならない。

(状況報告)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度を含む 3 か年については、業務等の実施状況について、毎会計年度終了後 3 カ月以内に八王子市空き店舗改修費補助金業務等実施状況報告書(第 18 号様式) により、市長に報告しなければならない。ただし、廃業している場合は、この限りでない。

(事業協力)

第 19 条 補助事業者は、八王子商工会議所及び商店街組織に加入し、事業に積極的に 協

力して中心市街地の活性化に努めるものとする。

(終期)

第 21 条 本補助金制度の終期は、令和 8 年度(2026 年度)末とする。

(定めのない事項の処理)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年(2013 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年(2014 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年(2015 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年(2016 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年(2017 年)4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により申請があった、又は交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年(2018 年)4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行以前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により、補助事業者がこの要綱の第 20 条(状況報告)に基づく報告をする際には、同条に規定する第 16 号様式により行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第 21 条の規定に限り、なお従前の例による。

3 この要綱による改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により、この要綱の第 21 条(状況報告)に基づく報告をする際には、同条に規定する第 14 号様式を使用して行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年(2020 年)4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第 5 条の規定に限り、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第5条の規定に限り、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により、状況報告をする際には、この要綱の第20条に規定する第17号様式を使用して行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第3条の規定に限り、なお従前の例による。
- 3 この要綱の改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により、補助事業者がこの要綱の第18条（状況報告）に基づく報告をする際には、同条に規定する第18号様式により行うものとする。

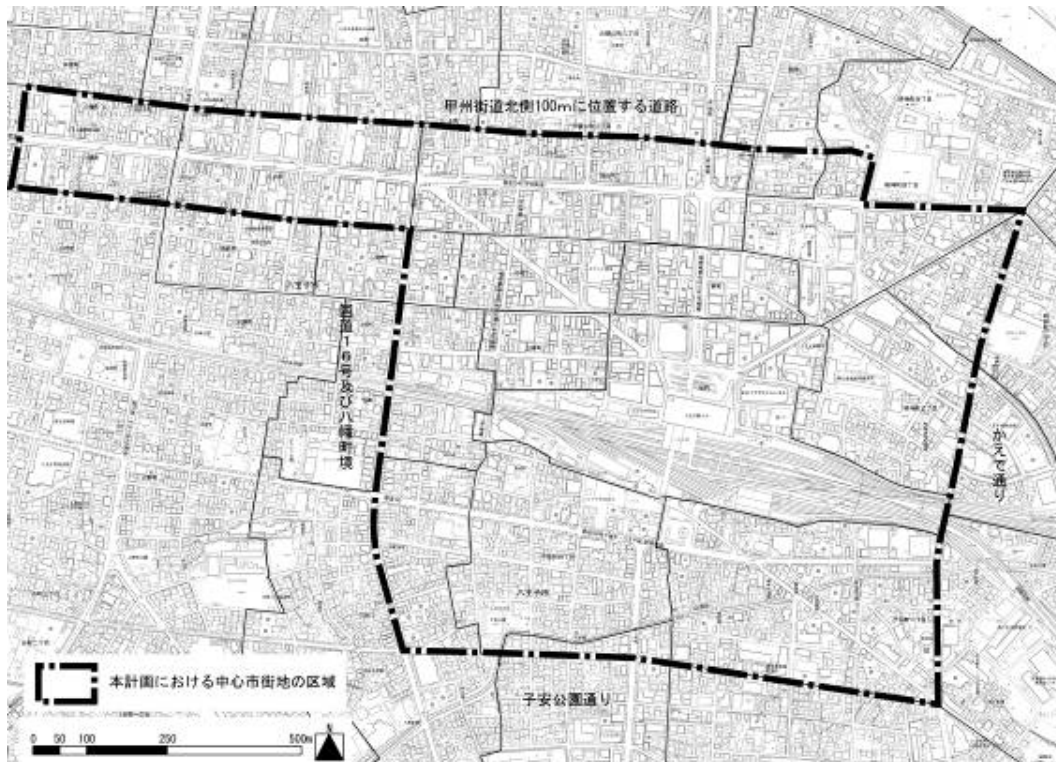
附 則

- 1 この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第3条の規定に限り、なお従前の例による。
- 3 この要綱の改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により、補助事業者がこの要綱の第18条（状況報告）に基づく報告をする際には、同条に規定する第18号様式により行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第3条の規定に限り、なお従前の例による。
- 3 この要綱の改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により、補助事業者がこの要綱の第18条（状況報告）に基づく報告をする際には、同条に規定する第18号様式により行うものとする。

別図（第2条第1項関係）



（注）甲州街道北側 100mに位置する道路（東側の高校敷地等を除く。）かえで通り、子安公園通り、国道 16 号及び八幡町境で囲まれた区域。特に甲州街道とは、国道 20 号の「明神町」交差点から「本郷横丁東」の交差点までの区間を指すものとする。

別表 1 (第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項関係)

補助対象者の要件
(1) 自ら店舗経営を行うこと (2) 交付申請以前に空き店舗の改修工事を開始しないこと (3) 営業を行うための許認可その他法律に基づく資格が必要な場合において、当該許認可や資格を取得する見込みがあること (4) 空き店舗所有者との関係が別表 2 に該当しないこと (5) 中心市街地内での店舗移転ではないこと。ただし移転理由がやむを得ないものであると市長が認める場合を除く。
業務の要件
(1) 小売業、飲食業、サービス業又は中心市街地のまちづくりに寄与する業務であること (2) 3 年以上継続して営業することが見込まれること (3) 本補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに補助事業を完了し、速やかに営業を開始すること (4) 1 週間あたり 4 日以上かつ 1 日のうち正午から午後 2 時までの時間帯を含む営業時間とすること。(ただし、開業後において、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない) (5) フランチャイズ加盟店でないこと

別表 2 (第 3 条第 1 項関係)

空き店舗所有者	補助対象者	関係
個人	個人	店舗所有者と補助対象者が生計を一にしている
		店舗所有者と補助対象者が2親等以内の親族
		店舗所有者と補助対象者が雇用関係にある
	法人	店舗所有者と補助対象法人の代表者又は役員が生計を一にしている
		店舗所有者と補助対象法人の代表者又は役員が2親等以内の親族
		店舗所有者と補助対象法人の代表者又は役員が雇用関係にある
法人	個人	店舗所有法人の代表者又は役員と補助対象者が生計を一にしている
		店舗所有法人の代表者又は役員と補助対象者が2親等以内の親族
		店舗所有法人の代表者又は役員と補助対象者が雇用関係にある
	法人	店舗所有法人の代表者及び役員と補助対象法人の代表者及び役員が生計を一にしている
		店舗所有法人の代表者及び役員と補助対象法人の代表者及び役員が2親等以内の親族
		店舗所有法人の代表者及び役員と店舗所有法人の代表者及び役員が2親等以内の親族

別表3（第5条関係）

補助対象経費	(1)解体工事 (2)外壁工事 (3)看板設置工事 (4)内装工事 (5)建具工事 (6)給排水衛生設備工事 (7)電気設備工事 (8)空調・冷暖房設備工事 (9)ガス設備工事 (10)住宅分離工事
補助金交付額	50万円又は実際に要した費用(1千円未満切捨て)のいずれか少ない額

事業計画書(第2号様式)の6において補助対象経費として金額を記入しない工事費は、すべて補助対象経費から除外する。

別表4（第7条第1項関係）

(1) 個人申請・法人申請共通の提出物
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(第2号様式) ・空き店舗確認書(第3号様式) ・誓約書(第4号様式) ・賃貸借契約書の写し(交付申請時に契約を締結していない場合は、契約締結後速やかに提出) ・空き店舗の位置図 ・工事図面(平面図) ・改修工事前の店舗内、外観および補助対象箇所の写真 ・補助対象経費の内訳がわかる見積書 ・本補助金以外の補助金を活用している場合その他申請書類一式 ・開業に必要な資格等を証明する書類等の写し ・その他市長が必要と認める書類
(2) (1)に加え個人申請時に必要な提出物
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・市民税・都民税納税証明書 ・所得税青色申告決算書又は収支内訳書(新規創業者は提出不要) ・固定資産税・都市計画税納税証明書(該当ない場合は提出不要)
(3) (1)に加え法人申請時に必要な提出物
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書 ・直近決算分の法人市民税納税証明書 (新規設立者の場合は、代表者の市民税・都民税納税証明書) ・法人の固定資産税・都市計画税納税証明書(該当ない場合は提出不要) ・定款、規約、会則等 ・役員名簿
(4) (1)に加え商店街組織が申請時に必要な提出物
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書 ・直近決算分の法人市民税納税証明書 (新規設立者又は法人でない場合は、代表者の市民税・都民税納税証明書) ・法人の固定資産税・都市計画税納税証明書(該当ない場合は提出不要) ・代表者の固定資産税・都市計画税納税証明書(法人でない場合) ・定款、規約、会則等 ・役員名簿 ・出店を決定した総会等の議事録の写し

住民票の写し、法人の登記事項証明書については、3か月以内に発行されたものに限る。
また、コピーによる提出も可とする。

各納税証明書については、前年度の滞納がないものに限る。また、コピーによる提出も可とする。

別表5（第11条第1項関係）

報告のみとする変更内容	例
(1) 交付決定額を下回らないもの	・ 工事の追加、不実施による金額の増減
(2) 補助事業に影響しないもの	・ 開店予定日
(3) 補助対象外経費にかかるもの	・ 施工業者の変更 ・ 工事の追加、不実施による金額の増減
(4) 工期	工期の遅れ
(5) その他市長が認めるもの	-

(2)と(4)について、交付申請時に提出した予定日より2か月または3月31日のいずれかを超える場合は、承認申請が必要。

別表6（第17条第2項関係）

返還額の計算式	$\text{補助金交付額} \div 36 \times (36 \text{ 月} - (\text{営業を開始した日から営業内容の変更等を実施した日までの月数}))$ (月数に端数が生じたときはこれを切り捨てる。) 算出した額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
---------	---